

「制度内容を早期具体化」

国交省 改正事業法で 奥田局長



奥田自動車局長

国土交通省自動車局の奥田哲也局長は1月24日、専門紙記者と会見し、昨年12月8日に成立、14日に公布された改正貨物自動車運送事業法について、トラック運送業界の働き方改革を進めていく上で後押しする内容と評価。改正によって盛り込まれた働き方改革や法令遵守に則った荷主への働きかけ（荷主対策の深度化）や標準的な運賃の告示制度の導入について、「制度内容については、これから検討をしていくが、業界の方々の意見を広

く聞きながら、具体化していく」と述べ、「改正法では施行後1年半以内に荷主対策の深度化、2年以内に標準的運賃の告示制度を導入すると定められているが、働き方改革の推進に向け、できるだけ早期に実現したい」と表明した。

また、昨年12月27日、トラック運送サービス（トランスポート・サービス）の持続可能な提供を実現するための事業コスト構成や、効率的な運送を可能とする運行事例などを取りまとめたガイドラインを公表したことについて、「荷主と運送事業者が、コンプライアンス違反を防止しながら運行業務を実施するため、双方の共通理解を形づくることを目指し

てガイドラインを策定した」と意図を語り、「拘束時間についても、荷物を運んで運転している時間だけでなく、点検・回送運転・荷待ち・荷役・休憩などの時間も含むことを

荷主にもわかりやすいように表示した」と説明。「2月5日から全国5会場（名古屋、東京、大阪、福岡、札幌）で6回にわたり、荷主と事業者向けにセミナーを開催し、ガイ

ドラインの内容の周知を図っていく」と述べ、「安定的な輸送サービスの実現にはコンプライアンスが重要であることを荷主と事業者にしつかり理解してもらわなければならない」と強調した。

その他、2017年11月に施行された改正貨物自動車標準運送約款に基づき運賃・料金の届出状況について、「1月11日の時点で、全国では約58%の事業者が届出を済ませてい

る。昨年11月、各プロックの運輸局が、事業者に向けて届出を呼びかけた」と説明し、「標準運送約款は主たる事務所やその他の事業所で約款を掲示することが義務付けられている。独自の約款を用いている事業者の場合も、運賃と料金の区別を明確化し、別建てで収受できるよう変更の届出が必要だ。約款の掲示の有無も監査の対象となることを理解していただきたい」と訴えた。

「標準運送約款は主たる事務所やその他の事業所で約款を掲示することが義務付けられている。独自の約款を用いている事業者の場合も、運賃と料金の区別を明確化し、別建てで収受できるよう変更の届出が必要だ。約款の掲示の有無も監査の対象となることを理解していただきたい」と訴えた。

「標準運送約款は主たる事務所やその他の事業所で約款を掲示することが義務付けられている。独自の約款を用いている事業者の場合も、運賃と料金の区別を明確化し、別建てで収受できるよう変更の届出が必要だ。約款の掲示の有無も監査の対象となることを理解していただきたい」と訴えた。